

# 教育職員免許法認定講習の試行的実施と展開過程

— 1949・1950年における校長必修科目の開講状況を中心として —

## Pilot Implementation and Development Process of the Educational Personnel Licensing Law Certification Course

— The Status of the Required Courses for School Principals in 1949 and 1950 —

芥川 祐征

AKUTAGAWA Masayuki

[キーワード Keyword] 戦後教育改革, 現職教育, 教育職員免許法認定講習, 都道府県教育委員会, 新制国立大学

[所 属 Institution] 岐阜大学大学院 (Graduate School of Education, Gifu University)

[要 旨 Abstract] 本稿は、戦後教育改革の一環として教員資格法制が成立した直後に焦点を当て、現職校長・校長候補者を対象とした教育職員免許法認定講習の試行的実施および展開の過程を解明したものである。すなわち、1949（昭和24）年度の時点では一部の自治体によって、文部省・国立大学の協力を得て認定講習（宮城県・茨城県・富山県）または校長講習（宮城県・茨城県・山梨県・大分県）が開設され、校長必修科目について単位付与（credit）がなされた。ところが、1950（昭和25）年度の時点では乏しい財政的条件の中で認定講習を全国的に展開せざるを得ず、①アメリカ人講師の派遣による校長講習の臨時的な開講事例（奈良県）、②大学の主導による校長講習の開講事例（富山県・島根県・山口県）、③大学・教育委員会・現職校長の連携による校長講習の開講事例（福島県）、④大学・教育委員会の連携による校長講習の開講事例（三重県・大分県）、⑤他都県の大学教員の派遣による校長講習の開講事例（山梨県）、⑥一般教諭対象の認定講習における校長必修科目の開講事例（山形県・香川県）がみられた。

### 1. 本稿の目的と課題

本稿の目的は、連合国軍最高司令官総司令部（General Headquarters, the Supreme Commander for the Allied Powers: GHQ/SCAP）の主導による戦後教育改革の一環として成立した教員資格法令の施行直後（1949年・1950年）を対象として、当時創設されて間もない教育職員免許法認定講習（以下「認定講習」と略す）について、どのような運営条件のもと一部の自治体で試行的に実施され、全国的に展開されていったのか、その過程を解明することである。そもそも、戦後新教育に関する諸法令の施行にともない、1884（明治17）年から1948（昭和23）年にかけて実施された「文部省師範学校中学校高等女学校教員検定試験」（いわゆる「文検」）は廃止され、新たに大学の正規課程またはそれに準拠した現職教育を通じて単位付与（credit）が図られることとなった。ところが、戦後教員資格制度において仮免許状の有効期限は5年間に設定されていたこと、また国立大学教育学部・学芸学部の人的条件も未整備であったことから、各都道府県では主に認定講習によって現職教員に所要単位を付与しており、日程・会場・人員・単位数の配当を合理化する必要性にも迫られていた。

このことについて従来の研究では、アメリカ側の主導により学校経営に関する専門職資格として校長免許状制度が導入され（北神2003）、その創設段階では旧帝国大学および旧文理科大学の教育学部が中心となって校長養成を担う方針をとっていたものの（高橋1983・1995・1998・2004；元兼2016）、実質的には都道府県教育委員会（ただし大学の「指導と承認」を要する）の主催する認定講習の一環として開設された校長講習により養成が行われていたものとされている（芥川2021）。しかし、当時は「ドッジ・ライン」に端を発する財政・金融引締政策にともなうデフレーション不況が深刻化しており、全国的に財的条件が窮乏している中で各都道府県教育委員会は認定講習を開設せざるを得なかった。そのため、都道府県教育委員会は認定講習の運営のための諸条件を整備するとともに、文部省からの認可を受けて順次試行に移していった。

そこで、本研究では、開設直後に当たる1949（昭和24）年および1950（昭和25）年を対象として、認定講習がどのように試行的に実施されていたのかを明らかにする。特に、戦後新たに必置資格とされた校長免許状を取得するための必修科目（以下「校長必修科目」と略す）の開講状況に着目する。

## 2. 1949 (昭和24) 年度における免許法認定講習の試行的実施と校長必修科目の開講状況

### (1) 現職教育としての免許法認定講習の試行的実施事例：宮城県・茨城県・富山県

教育職員免許法（以下「免許法」と略す）・教育職員免許法施行法（以下「施行法」と略す）・教育職員免許法施行規則（以下「施行規則」と略す）等の施行直後から、一部自治体においては現職教育制度の一環として認定講習が試行的に開設されることとなり、校長免許状の取得に必要となる諸科目が開講され、開設主体の策定した実施計画に基づいて単位付与（credit）がなされた。それは、当時の仮免許状はいずれの種類も有効期限が5年に設定されており、全国の現職教員・教育委員会にとって免許状上進に必要な最低修得単位数を早急に満たすことが喫緊の課題となっていたからである。

まず、免許法等の施行直後にあたる1949 (昭和24) 年度の時点で、都道府県教育委員会によっては以下のように認定講習・校長講習を試行的に実施していた事例もいくつかみられた。

第一に、現職教育制度の一環として、認定講習において単位を付与していた教育委員会である。例えば、宮城県では、①新教育に対する趣旨の徹底、②実践的研究の重視、③地方の自主的計画の尊重を基本方針としており、7月29日から8月5日にかけて県内12会場（小・中・高等学校合同）で開講された第1期講習（35時間）において教職専門科目が、7月31日から8月4日にかけて県内5会場で開講された第2期講習（28時間）において教科専門科目がそれぞれ開講された<sup>(註1)</sup>。

茨城県では、過去2年間にわたる教員再教育講習を踏まえて、8月2日から31日にかけて第1回認定講習が、翌2月4日から3月31日にかけて第2回認定講習が開講された<sup>(註2)</sup>。特に、8月2日から6日にかけて久慈地区・下館地区・土浦地区（二級普通免許状所有者を対象）・鹿島地区の4会場において、11日から15日にかけて水戸地区・大宮地区・水海道地区・土浦地区（臨時免許状・仮免許状所有者を対象）・龍ヶ崎地区の5会場において校長必修科目「教育社会学」が開講された<sup>(註3)</sup>。

富山県では、12月の「冬期講習」の開講に始まり、翌年始からは「土日講習」「春期講習」も順次試行しており、他の都道府県と比較しても認定講習の開講始期が際立って早かった<sup>(註4)</sup>。それは、主として富山大学教育学部の教授・助教授のみを講師として位置づけ、機動的に講習を計画・運営・実施することができたためであると考えられる。

### (2) 現職教育としての校長講習の試行的実施事例：宮城県・茨城県・山梨県・大分県

第二に、現職教育制度の一環として、校長講習において単位を付与していた教育委員会である。例えば、宮城県では、当初から校長講習については同県内の公・私立学校長200名を対象としていたものの<sup>(註5)</sup>、受講希望者が292名にも上ったため選考委員会において厳正な抽選を行った<sup>(註6)</sup>。そして、8月16日から8月31日までの16日間において東北大学分校教育教養部を会場として計90時間にわたり校長講習が開講され、東北大学教育学部ならびに宮城師範学校の教員が講師として位置づけられ、校長必修科目のうち、①「教育評価（精神検査を含む）」に相当する「教育評価」が、②「学校教育の指導及び管理（学校衛生を含む）」に相当する「学校管理」「学校衛生」が、③「教育行政学（教育法規、学校財政及び学校建築を含む）」に相当する「教育法規」「教育財政」が、④「教育社会学及び社会教育」に相当する「教育社会学」が、⑤その他「大学の適宜加える教職に関する専門科目」として「教育哲学」「教育思想史」「教科課程」「学習指導法」「教育心理」「発達心理」がそれぞれ開講された<sup>(註7)</sup>。

茨城県では、8月18日から22日にかけて第1期講習が、水戸地区（水戸市立新荘小学校）・久慈地区（久慈町立久慈小学校）・大宮地区（大宮町立大宮小学校）・下館地区（下館町立下館小学校）・水海道地区（水海道町立水海道小学校）・土浦地区（土浦市立土浦小学校）・龍ヶ崎地区（龍ヶ崎町立龍ヶ崎小学校）・鹿島地区（鹿島町立鹿島小学校）の8会場で開催され、校長必修科目のうち「教育行政学」が開講された<sup>(註8)</sup>。

山梨県では、山梨県立甲府工業高等学校・谷村町立谷村第一小学校において校長ほか希望者900名を対象とした「校長講習会」が開講され、8月24日から28日まで講義、29日に個人研究、30日に試験（各郡市1カ所ずつ9会場）が行われた<sup>(註9)</sup>。ここでは、校長必修科目のうち、①「学校管理」（1単位）を平山日出夫（山梨大学学芸学部附属小学校主事）が、②「教育行政学」（1単位）を田中哲雄（山梨県教育長）・五十嵐頭（国立教育研究所所員）がそれぞれ担当した<sup>(註10)</sup>。

大分県では、5月25日から26日にかけて別府市を会場として「校長講習会」が開設され、飯田忠（大分県教育長）による挨拶およびマククリーニー（S. S. McNeely：高等学校教諭・1947年10月～1949年9月在任）による講話の後、北岡健二（文部省中等教育課長）・三木安正（文部省視学官）・米田貞一（大分県教育庁学校教育課長）・渋谷斌（大分県立中津第一高等学校校長）による講義や、参加者による協議会が行われた<sup>(註11)</sup>。これは、9月1日の免許法等の施行以前に行われたものであったが、以後の校長講習における単位と同等のものとして認められていた<sup>(註12)</sup>。

以上、1949（昭和24）年度の免許法等施行直後から、現職教育制度の一環としての認定講習が一部自治体で試行的に開設されていた。すなわち、①認定講習において単位を付与していた教育委員会（宮城県・茨城県・富山県）、②校長講習において単位を付与していた教育委員会（宮城県・茨城県・山梨県・大分県）がみられた。これらの教育委員会は、現職教育制度の創設当初から文部省・国立大学の協力を得ていた希少な事例であった。

### 3. 1950（昭和24）年度における免許法認定講習の全国的試行と校長必修科目の開講状況

#### (1) 日米協力による「特別校長講習」の臨時的開講事例：奈良県

1950（昭和25）年度になると、都道府県教育委員会は認定講習の運営のための諸条件を整備するとともに、文部省からの認可を得て順次開設していった。ところが、当時は「ドッジ・ライン」に端を発する一連の財政・金融引締政策によってインフレーションが解消された一方、需要減・金融逼迫・円高によるデフレーション不況が深刻化していた。そのため、全国的に財的条件が窮乏している中で、各都道府県教育委員会は以下のように認定講習を開設せざるを得なかった。

第一に、現職教育制度の一環として日米の協力により「特別校長講習」を臨時的に開講し、単位を付与していた教育委員会である。例えば、奈良県では、現職校長・校長候補者に対する現職教育として「特別校長講習」が開設され、校長必修科目については次のような開設状況であった。すなわち、開設初年度は春期休暇を利用して、2月の第1回講習において受講者128名に対して「教育行政学」講座が、3月の第2回講習において受講者339名に対して「学校教育の指導と管理」講座がそれぞれ開講された<sup>(註13)</sup>。これらのうち第1期講習は、2月16日から19日にかけて4日間の日程で、奈良学芸大学（第1会場）および奈良県立畝傍高等学校（第2会場）を会場として、教育指導者講習（the Institute for Educational Leadership：以下「IFEL」と略す）の担当講師を招聘していた【表1参照】。

表1 奈良県教育委員会主催の1950年度「特別校長講習」の開設状況

会場	16日		17日		18・19日	
	科目	講師	科目	講師	科目	講師
奈良学芸大学	学校教育管理	ナッシュ	カリキュラム構成の原理	ハイス	/	
奈良県立畝傍高等学校	カリキュラム構成の原理	ハイス	学校教育管理	ナッシュ		

(註) 講師の氏名・所属・職位は次の文献により特定、奈良県教育委員会編『奈良県教育百年史』奈良県教育委員会、1974、481頁（奈良県立図書情報館所蔵）；文部省「昭和三十五年教育指導者講習要項」1950：Civil Information and Education section, Education division, THE INSTITUTE FOR EDUCATIONAL LEADERSHIP, 1949

(出典) 奈良県教育委員会編『奈良県教育委員会月報』第14号（昭和26年2月号）、奈良県教育委員会、1951、2頁（国立教育政策研究所教育図書館所蔵）

ここでは、幼稚園長や小・中・高等学校長だけでなく県教育委員会事務局職員等から計140名が受講しており、IFEL小学校管理講座担当のナッシュ（N. Nash：南アイダホ大学教育学部長）が「学校教育管理」を、IFEL公開講座担当のハイス（B. Heise：イースタンイリノイ州立大学公開主事）が「カリキュラム構成の原理」を、足立浩（奈良県教育長）が「教育行政学」をそれぞれ担当していた。これは、大阪府教育委員会において臨時的に開講された「校長講習会」と類似しており、アメリカ人講師の二氏がIFEL開催後も日本にとどまり、なかでも近畿地方を中心に巡回指導していたものと推察される。



(2) 大学主導による校長講習の展開事例：富山県・島根県・山口県

第二に、現職教育制度の一環として大学の主導によって校長講習を開講し、単位を付与していた教育委員会である。例えば、富山県では、5月から12月にかけて「定時制認定講習」が、8月には「夏期講習」がそれぞれ開設され、富山大学の全面的な協力のもと教育学部以外の教員にも講師を委嘱しており、その中には「夏期講習」として前期・後期の2回にわたって講義を担当する講師もみられた<sup>(註14)</sup>。その場合、授業時間数は認定講習の開設を承認する立場にあった富山大学で決定されており、当初は計45時間の学修(内訳:3日間の講義15~20時間、予習・復習、終末考査)により1単位が付与されていたが、文部省の策定した「認定講習実施基準」に関する通達を受けて、1週間の学修(内訳:5日間の講義、2日間の休日)により1単位が付与される方式に中途変更された<sup>(註15)</sup>。そのため、免許状の更新・上進に迫られていた現職教員にとっては大きな負担となり、富山県教育委員会事務局においても単位修得機会の確保が喫緊の課題となっていた。

島根県では、春期認定講習の一環として平日5日間の校長講習が第1週(5月29日~6月3日)・第2週(6月5日~10日)・第3週(6月12日~17日)・第4週(6月19日~24日)・第5週(6月26日~7月1日)にわたり開設された【表2参照】。その場合、松江地区(島根県立松江農林高等学校:定員208名)・出雲地区(出雲市立第二中学校:定員182名)・浜田地区(浜田市立第二中学校:定員167名)・益田地区(島根県立益田高等学校:定員88名)・隠岐地区(西郷町立西郷小学校:定員41名)の5会場で、校長必修科目のうち「教育評価」「教育行政」「教育社会学」が開講された。その他にも「幼小中一級講習」において、第3週(8月4日~9日)の益田地区(島根県立益田高等学校)を会場として校長必修科目「教育行政」が開講される予定であったが、島根県教職員組合による認定講習受講拒否闘争の影響を受けて中止となった<sup>(註16)</sup>。

表2 島根県教育委員会主催の1950年度校長講習の開設状況

会場	第1週	第2週	第3週	第4週	第5週	会場	受講人員
	5月29日 ~6月3日	6月5日 ~6月10日	6月12日 ~6月17日	6月19日 ~6月24日	6月26日 ~7月1日		
松江	—	教育社会学	教育評価	—	—	島根県立松江農林高等学校	208
出雲	—	教育社会学	教育行政	—	—	出雲市立第二中学校	182
浜田	—	—	—	教育社会学	教育行政	浜田市立第二中学校	167
益田	—	—	—	教育社会学	教育行政	島根県立益田高等学校	88
隠岐	教育社会学	教育行政	—	—	—	西郷町立西郷小学校	41

(出典) 島根県教育委員会事務局調査企画課編『教育要覧』昭和25年度版、島根県教育委員会事務局調査企画課、1951、48頁(島根県立図書館所蔵)をもとに筆者作成

開設初年度は、各地区とも年2回の開講にとどまっており、その時期についても通常授業のある第1学期に集中していた。ところが、認定講習受講拒否闘争が全国的に拡大したため、その後の認定講習(1951年度の史料は所在不明)は夏期休暇期間中に開講されるようになった。このような試行段階にあった校長講習に対して、松江会場において受講した石原政雄(松江市立第三中学校長)は、以下のような感想を記した<sup>(註17)</sup>。

○ガイロン

この春季2週間の校長講習は、他にさきかけての島根県独自の英断であること、又それによつて、当局の方々が今後の認定講習についても、最良の計画をおたて下さることを予約するものでもあることを、深く感銘しています。会場は堂々たる講堂で、講師控室や協議室にもよい室の提供があり、行きとどいた農林高校事務室の御世話があつて、恵まれた環境に置かれました。たゞ講堂にマイクの設備がないと、講師も会員も疲れと思います。

講義午前中3時間、協議午後2時間の線は、今後もつゞけて頂きたいと思います。協議は3室に分れて行われたが、これ以上小さくわけることは、室の都合で望まれぬでしょうが、協議題については、次回からは予告して置いて貰うと、それに対する各人の準備もできてよいと思います。学校経営のすりの250枚を各自が持参しましたが、無意味なことでした。

レクリエーションは、すこぶる上出来でしたが、毎週1回水曜午後と固定して、もつと計画的にやりたいものです。映画の鑑賞も適当でありましたから、今後も予定に入れて頂きたいと思います。

○カクロン

蒲生教育長の開講の辞、勝部学部長の祝辞に次いで講師紹介、寺本講師は教育社会学、近藤講師は教育評価の担当。会員231名を擁して、宍道湖を見おろす緑濃き丘の赤い屋根の下で講習は始まりました。豪華な演壇には回転

式の黒板が置かれて講師のチョークを待ち、左上の大時計は臨時休業をして、遠来の会員の気持を、この会場に落つかせようとしています。

近藤講師のスピーディな達筆が黒板をたゞみます。「一応この点を押えまして」と確実に押えて説きすゝまれる情熱と洞察。バツツを借りて、新新育の脆弱性を突いて救済のポイントを示される。単なる教育評価はとらず、校長としての教育を力説される。長田門家の駿馬は現実の基盤に立脚して練磨すること10カ年、すでに大教育学者の実力を見せて、島根県教育界を指導して下さることを感謝いたします。

指導といえば、指導課長の激職にあつても絶えず原書と取り組んで居られた寺本講師「この点は論争のあるところですが、私見といたしましては」と、オルセンを借りて、今や専攻の教育社会学のうんちくを傾けられる。十分な準備をととのえて、独特の重厚味を發揮されるところ寸分のすきもない。この綿密さをもつて、今後の認定講習の総監督をつとめられ、島根教育界のレベルをあげて下さるようお願いいたします。

松本議長のユーモアは天下一品の清涼剤、博多みやげも、ユーモアのふろしきに包んで帰つて来た御仁。会員の中には、はじめて接した人も相当あつて演出価値まさに100パーセント。次いで浜議長は誰も知る特種音楽家で、老いてます／＼さかんな意気を、いとも謙虚に置いた態度で、連絡の労をとられる。氏のノートの詳細は真摯な探求を示し、全会員の模範。

レクリエーションは十氏の熱演。漫談に物真似、ピアノに明笛、各種の独唱は、何れもあやまつて教員たり校長となつた方々であることを、実力をもつて立証せられました。正しく恣意（思惟）と実演（実践）の王者であります。映画「きけわだつみの声」は、ヒューマンイズムを追求する校長講習への裏返しの訓示。「わが罪の声」として反省をせまる力作。戦争は放棄いたします。

勝部学部長は「新教育の基礎理論」と題して講義されたが、豊かな内容を自由自在に述べられ、3時間の予定のところを、会員の熱望により5時間にわたつたが、懇切にききわどい質問にも答えられ、学者としての風格は円熟して平明達意、会員の研修意欲はクライマックスにのぼりました。自分の学校のことを気にかけてながら、さまざまな予想をもつて集つて来た諸氏であります。講習会運営の適切と講師のよい指導と会員相互の厚誼によつて、予想以上の効果を取め得たと思います。しかし校長の人間改造には、まだ3カ年かかることであるから、この2週間の講習では、幾分でも諸氏が気持の若返りができたとすれば、上々のものでありましょう。

遂にガイロンとカクロンとの区別がなくなつて来ましたが、それがすぐろごとの本質であろうし、教育社会学の広領域にまねたものかも知れず、また教育評価の対象として、さげすまれても致し方ありません。

（下線は筆者による）

このことから、同制度の開始直後から、午前中3時間の講義の後に午後2時間にわたる研究協議が行われていたものの、講師や受講者の状況に応じて柔軟に時間設定がなされていた。また、全体的にみて、校長講習の運営において音響施設の充実や協議題目の事前予告に対する要望こそみられたものの、会場における講堂・講師控室・協議室の設備および事務運営、各科目における講義およびレクリエーションの内容については概ね肯定的な評価がなされた。特に、多様な背景をもつ講師陣が戦後新教育に関する講義を行っており、なかでも勝部謙造（島根大学教育学部長）は講義「新教育の基礎理論」の後の質疑応答において当初の予定時間を大幅に超過するほどであり、受講者の学修意欲を喚起していた。

山口県では、現職教育が体系化されておらず、各種講習会が散発的に開講されていた。その中で、8月18日から22日にかけて山口県・山口県教育委員会の共催により山口市立小郡小学校を会場として「夏季講習会」が開講され、教職専門科目「教育心理」「ガイダンス」「教育行政」等について橋本重治（山口大学教育学部山口教室文教官）・藤田勲（同山口教室文教官）・益井重夫（同光教室文教官）・竹井彌七郎（同山口教室文教官）・渡邊唯雄（同山口教室文教官）がそれぞれ担当していた<sup>(註18)</sup>。このように、講師を派遣していた国立大学教育学部において分室が県内に点在していた場合、機動的に講習を計画・運営・実施することは困難であった。

### (3) 大学・教育委員会・現職校長の連携による校長講習の展開事例：福島県

第三に、現職教育制度の一環として大学・教育委員会・現職校長の連携によつて校長講習を開講し、単位を付与していた教育委員会である。例えば、福島県では、4月から7月にわたり全日制（土日開講）および定時制（平日開講）の第1次講習が5単位分、12月に全日制（土日開講）の第2次後期講習が2単位分それぞれ開設された<sup>(註19)</sup>。特に、第1次講習（夏期講習）については、4月22日から7月15日にかけて10日間にわたり全日制・定時制とも福島地区（福島大学学芸学部・福島県立福島女子高等学校）・郡山地区（同安積女子高等学校）・若松地区（同会津女子高等学校）・平地区（同磐城女子高等学校）の4会場において「校長講習会」が開講された<sup>(註20)</sup>。また、受講者（400名）は50名ずつ8学級に分けられて、午前・午後ともに2時間の講義と30分のワークショップを受講しており、7科目（各1単位）のうち計5単位分の修得が求められた<sup>(註21)</sup>。ここでは、校長必修科目のう

ち、①「教育評価」を田口孝之（福島大学学芸学部教授）・椎野信治（同助教授）が、「指導」を塚越弘平（福島県教育委員会事務局指導課教育指導係指導主事）・山野辺修平（同調査課広報係主事）・松田吉與（同調査課調査研究係主事）が、②「学校管理」を佐藤光（福島大学学芸学部助教授：教育研究所長も兼任）・西川幸雄（同教授）が、③「教育行政学」を窪田実（同教授：学生部長も兼任）・渡辺隣（福島県教育次長：行政課長事務取扱も兼任）が、「教育法規」を渡辺保（福島県教育委員会事務局行政課小学校・中学校係主事）・青木喜八郎（同主事）・湯上二郎（同調査課庶務・予算係兼主事）が、「教育財政」を青木勇夫（同行政課高等学校係主事）・佐藤勝海（同調査課長）・安井健夫（福島県立若松商業高等学校長）が、④「教育社会学」を堀口知明（福島大学学芸学部助教授）がそれぞれ担当していた【表3参照】。

表3 福島県教育委員会主催の1950年度校長講習における科目・講師・講義内容・参考書

科目・講師	講義内容	参考書
「教育評価」 田口孝之	①教育評価の意義 ②教育評価の目的と対象：生徒児童の上に現われた教育効果を判定するもの、学校評価、教育制度、教育行政、教育環境としての社会 ③評価の方法：テスト法、品等尺度法、質問紙法、会見法、日記法、伝記法等 ④智能検査法      ⑤性格・気質の検査法      ⑥学業成績考査法 ⑦行動の評価法      ⑧学校評価法等 ⑨測定の結果の整理：統計法（平均値、散布度、信頼度、相関関係と相関係数、品等段階と品等順位をつくり方） ⑩指導への手引	斎藤道太郎（1949） 児童研究会（1948） 後藤岩男・長島貞夫（1949） 文部省（1949a・b・c） 教師養成研究会（1949） 各教科学習指導要領
「学校管理」 西川幸雄	①指導管理の意義：新しい教育行政の基本的方向、教育行政・指導・管理の意義 ②歴史的発達とその原理：指導と管理の歴史的発展、指導と管理の原理 ③指導者・管理者の任務：校長の任務、指導主事の任務、教育長の任務 ④教員の人事と指導：教員の任用と組織、教育者に必要な資質、資料収集法 ⑤学校管理法：学校の組織、学校の運営	西川幸雄（1950a・b） 桜井役（1950） 相良惟一（1949） 文部省学校教育局（1949） 新教育協議会（1948） 日本教育年鑑
「教育行政学」 窪田実	①一般行政：行政の意義、行政の体系（イギリスの行政体系、アメリカの行政体系、大陸系統の行政体系、日本の従来の行政、新しい日本の行政体系） ②行政の基本原則：民主主義、平和主義、法律主義、地方分権、司法国家主義 ③教育行政・教育行政法規：教育行政の起源、教育行政の意義 ④教育行政の基本原則：法律主義、民主主義、独立主義、教育の自主権尊重主義、地方分権主義 ⑤教育行政の法源：法源の意義、法源の種類、一般法源（日本国憲法・法律・命令・慣習法）、特殊法源（管理法・ポツダム政令・条例） ⑥教育行政組織：教育行政組織の意義、中央教育行政組織（内閣・内閣総理大臣・文部省・文部大臣）、地方行政組織（地方公共団体、教育委員会の性格・種類・組織・職務権限、都道府県知事の教育事務、市町村長の教育事務、地方公共団体の議会）、大学教育行政組織 ⑦学校制度：義務教育（義務教育制度の性格と意義、欧米における義務教育、日本の義務教育）、各国の学校制度、学校と宗教、初等教育、中等教育、高等教育 ⑧人事行政：人事行政の基礎原理、官吏制度（職階制、試験・任免、欠格条項、分限、懲戒・保障、服務、任用叙給、職員団体の結成・争議）、地方教育職員制度（教育委員会関係職員、公立学校職員）、教員養成、学校教育職員の職務権限 ⑨学科課程：学科課程、教科書行政	杉村章三郎（1949） 相良惟一（1949） 安藤堯雄（1949） 仲新（1949） W. G. Reeder（1945） 教育関係法規 米国教育使節団報告書
「教育法規」 青木喜八郎 渡辺保 湯上二郎	①教育基本法関係：前文、目的、方針、機会均等、義務教育、男女共学、学校教育、社会教育、政治教育、宗教教育、教育行政、補則 ②学校教育法関係：学校教育法（総則、小学校、中学校、高等学校、大学、特殊教育、幼稚園、雑則、罰則、附則）、学校教育法施行規則（総則、小学校、中学校、高等学校、大学、特殊教育、幼稚園、雑則）、県教育委員会規則	蟬山政（1949） 美濃部達吉（1948） 関口泰（1948） 尾高朝雄（1948・1950） 穂積重遠（1949・1950） 廣浜嘉雄（1939）



	<p>③教育委員会法関係：教育委員会法（総則，組織，職務権限，雑則，附則），教育委員会法施行令・施行規則，県教育委員会規則，地方教育委員会</p> <p>④学校建築：日本建築規格，木造小学校建物（建築1302）・木造中学校建物（建築1303），学校建築の営繕・保全に関する件，特殊建築物規則</p> <p>⑤教育公務員特例法関係：国家公務員法，教育公務員特例法（総則，任免・分限・懲戒・服務，研修，雑則），教育公務員特例法施行令・施行規則，県教育委員会規則</p> <p>⑥教育職員免許法関係：教育職員免許法，教育職員免許法施行法，教育職員免許法施行規則，県教育委員会規則</p> <p>⑦社会教育法関係：社会教育法（総則，社会教育関係団体，社会教育委員，公民館），社会教育法施行令・施行規則（学校施設の利用，通信教育），県教育委員会規則</p> <p>⑧評価・ワークショップ：問題作製，レポート作製</p>	<p>高柳賢三（1948） 杉村章三郎（1949） 田中二郎（1949） 辻清明（1949） 教育行政研究会（1949a・c） 相良惟一（1949） 安藤堯雄（1949） 教育法令研究会（1947・1949） 内藤誉三郎（1947） 藤原喜代蔵（1947） 浅井清（1948） 井手成三（1949） 玖村敏雄（1949a・b） 寺中作雄（1949） 若山仙二（1949） 終戦教育事務処理提要</p>
<p>「教育財政」 佐藤勝海</p>	<p>①教育財政の意義：教育財政の機能，教育財政の原理</p> <p>②教育財政の発展過程：第1期（明治5年～明治33年），第2期（明治33年～大正7年），第3期（大正7年～昭和15年）</p> <p>③教育委員会制度と財政難：教育委員会制度，財政権を巡る諸問題と論争</p> <p>④教育財政の現状分析：教育財政の現状，平衡交付金制度と教育財政，教育財政の確立</p> <p>⑤教育費：教育費の意義，教育費膨張の原因分析，教育費の支出と教育活動，教育費の財源の分析</p> <p>⑥教育予算：教育予算の概要，教育予算の編成，教育予算の決定，教育予算の執行（財務活動），教育予算の評価</p> <p>⑦費目の標準化と単位経費：費目の標準化，単位経費の意義，単位経費の分析</p> <p>⑧教育財政の文書・報告</p> <p>⑨給与問題</p>	<p>P. R. Mort・W. C. Reusser（1941） P. R. Mort（1946） A. A. S. A.（1946） W. G. Reeder（1945） 井藤半彌（1948・1949） 藤田武夫（1948a・b） 大内兵衛（1930・1931） 阿部重孝（1933） 内藤誉三郎（1949） 斎藤道太郎（1949） 豊沢登ほか（1950） 海後宗臣（1932） 日本教育年鑑・教育要覧 シャープ勧告 アメリカの教育財政</p>
<p>「教育社会学」 堀口知明</p>	<p>①教育社会学の展開：教育の社会科学，研究の社会的変革</p> <p>②コミュニティ：社会集団の再編成と社会計画</p> <p>③社会的改革：集団・制度・組織等の改革，人間革命の機能</p> <p>④教育社会学の分類：理論的側面・応用的側面・実践的側面</p> <p>⑤社会調査：統計的方法，事例研究，自然科学的な生態学的方法，実証的方法，フィールド・ワーク</p> <p>⑥一般社会学：農村社会，パーソナリティ，家族・近隣集団</p> <p>⑦教育の地域社会的背景：国家の独立，社会計画，地域社会への参加，芸術の社会的価値，少数民族，人口問題，経済力の集中化，行政の効率化，教育における世界の協力，デモクラシーの価値</p>	<p>海後宗臣（1949） 日本教育学会（1950） 国立教育研究所（1949） 大浦猛（1950） L. A. Cook（1938） E. G. Olsen（1950） J. S. Plant（1937）</p>
<p>「指導」 宮口春雄</p>	<p>①指導の意義と由来：教育の目的と方法，指導の意義，指導の必要と由来</p> <p>②指導の領域：教育指導・学業指導，人格性指導，社会性指導，健康指導，余暇教養指導，職業指導</p> <p>③指導の方法原理：自己決定・自己指導，継続性・統一性，相互協力，指導組織</p> <p>④個人指導・集団指導の技術：資料収集，記録のとり方と形式，資料の解釈，指導助言の方法</p> <p>⑤指導の組織と計画 ⑥指導の評価</p>	<p>文部省（1949b・c） 教師養成研究会（1949） 小宮山栄一（1949） A. E. Traxler（1945）</p>

（註）講師の所属・職位は次の文献により特定，福島県総務部人事課編『福島県職員録』昭和24年，福島県総務部人事課，1949，240頁；同編『福島県職員録（昭和25年11月1日現在）』福島県総務部人事課，1950，316・318-321頁；福島大学庶務課編『福島大学要覧』昭和25年度，福島大学庶務課，1950，29-35頁；福島大学教育学部百年史編纂委員会編『福島大学教育学部百年史』福島大学教育学部同窓会吾峰会，1974，644頁（福島県立図書館所蔵）

（出典）福島県教育委員会事務局調査課編『福島県教育委員会月報』第2巻第5号（通巻12号：昭和25年5月号），福島県教育委員会事務局調査課，1950，10-42頁（国立教育政策研究所教育図書館所蔵）および註23に示した参考書をもとに筆者作成

なかでも、校長必修科目「学校教育の指導と管理」の講義内容については、「たとえ如何にささやかな試であろうとも、先づ各自の学校、学級、地域において、これを実施して見るのが大切である」として、そこで「遭遇する新しい問題は、また互に相会し、相議して、更にその検討を続けていくことが必要である」とされた<sup>(註22)</sup>。ただし、これらの科目のうち、青木喜八郎・渡辺保・湯上二郎の担当していた「教育法規」、佐藤勝海の担当していた「教育財政」、堀口知明の担当していた「教育社会学」においては、戦前に刊行された教育関係書籍をテキストとして利用していた<sup>(註23)</sup>。このことは、GHQ/SCAPによる占領改革の始動から5年が経過した段階では教育学研究は未成熟な状況にあり、当該科目に関する講義を行うための理論的基盤が脆弱であったことを意味していた。

**(4) 大学・教育委員会の連携による校長講習の展開事例：三重県・大分県**

第四に、現職教育制度の一環として大学・教育委員会の連携によって校長講習を開講し、単位を付与していた教育委員会である。例えば、三重県では、定時制の「校長講習会」が開設され、その際の受講資格については、①旧制学校長が現職教育と教育職員検定により校長二級普通免許状・一級普通免許状に上進する場合（施行法第2条第1項第26・27号）、②現職教育と教育職員検定により校長二級普通免許状を取得する場合（免許法第6条別表第7）、③現職の校長・園長・指導主事の場合に限定され、成績審査はすべて試験により行われた<sup>(註24)</sup>。同年度は11月6日から12月14日にかけて、県内12カ所（桑員地区・芸濃地区・飯多地区・三重地区・一志地区・度会地区・鈴鹿地区・伊賀地区・志摩地区・北牟婁地区・南牟婁A地区・南牟婁B地区）の出張所を会場として、校長必修科目のうち次の2科目が開講された【表4参照】。

すなわち、「学校教育の指導及び管理（学校衛生を含む）」については、主として三重大学教員が講師を担当した。すなわち、植村光治郎（学芸学部教授）・渋谷義夫（同教授）が「学校長の職務」を、西田善男（同講師：三重師範学校教授も兼任）・美宅政道（同助教授：三重青年師範教授も兼任）が「学校と地域社会」を、奥山悌三郎（同助教授：同附属亀山小・中学校長・主事も兼任）が「児童生徒の指導」を、本山政雄（同教授）が「教育評価と学校調査」を、鈴木三郎（同助教授：同附属亀山小・中学校長も兼任）が「異常児の教育」を、小野寺堅太郎（同教授）・三柳将雄（三重県教育局社会教育課社会体育係長）が「学校衛生」を、柴原恭治（志摩地方事務所学務課長）が「指導者の性格」を題目とする講義をそれぞれ担当していた。

一方、「教育行政学（教育法規、学校財政及び学校建築を含む）」については、三重大学教員と三重県教育局職員が連携して講師を担当した。すなわち、三重大学からは佐藤輝美（学芸学部助教授）・美河納（同助教授）が「免許法及同法関係法規」を、鈴木一夫（同助教授）・武藤和夫（同教授）が「国家公務員法・国家公務員特例法」を、安藤五郎（同助教授）が「学校財政」を題目とする講義を、三重県教育局からは池村達（学校教育課小中学校係長）・小野正己（同高等学校係長）・小林良雄（同保健係長）・西川棟伍（同免許検定係長）が「学校教育法・学校教育法施行規則・学校教育法施行細則」を、小林宦（庶務課給与係長）・水野正七（河芸安濃地方事務所長）・森田博（庶務課長代理）・山路虎雄（同予算係長）が「学校財政」を題目とする講義をそれぞれ担当していた。

表4 三重県教育委員会主催の1950年度「校長講習会」における科目配当状況（上表）・講義題目（下表）

出張所	日程	講師	科目
桑員	11月6日（月）	美河納（三重大学）	教育行政学（教育法規）
	11月7日（火）	渋谷義夫・西田善男（三重大学）	学校教育の指導及管理
	11月8日（水）	三柳将雄（三重県教育局）	
	11月16日（木）・18日（土）	小野正己（三重県教育局）	教育行政学（教育法規）
芸濃	11月6日（月）	安藤五郎（三重大学）	教育行政学（学校財政）
	11月7日（火）	佐藤輝美（三重大学）	教育行政学（教育法規）
	11月8日（水）	奥山悌三郎・美宅政道（三重大学）	学校教育の指導及管理
	11月17日（金）・18日（土）	小林良雄（三重県教育局）	教育行政学（教育法規）
飯多	11月6日（月）	本山政雄（三重大学）	学校教育の指導及管理
	11月7日（火）	鈴木一夫・武藤和夫（三重大学）	教育行政学（教育法規）
	11月8日（水）	安藤五郎（三重大学）	教育行政学（学校財政）
	11月24日（金）・25日（土）	池村達（三重県教育局）	教育行政学（教育法規）



三重	11月13日(月)	美河納(三重大学)	教育行政学(教育法規)
	11月14日(火)	水野正七・山路虎雄(三重県教育局)	教育行政学(学校財政)
	11月15日(水)	渋谷義夫・西田善男(三重大学)	学校教育の指導及管理
	11月24日(金)・25日(土)	西川棟伍(三重県教育局)	教育行政学(教育法規)
一志	11月13日(月)	佐藤輝美(三重大学)	教育行政学(教育法規)
	11月14日(火)	奥山悌三郎・美宅政造(三重大学)	学校教育の指導及管理
	11月15日(水)	小野寺堅太郎(三重大学)	
	12月1日(金)・2日(土)	小野正己(三重県教育局)	教育行政学(教育法規)
度会	11月13日(月)	安藤五郎(三重大学)	教育行政学(学校財政)
	11月14日(火)	鈴木三郎(三重大学)	学校教育の指導及管理
	11月15日(水)	鈴木一夫・武藤和夫(三重大学)	教育行政学(教育法規)
	12月1日(金)・2日(土)	西川棟伍(三重県教育局)	教育行政学(教育法規)
鈴鹿	11月16日(木)	美河納(三重大学)	教育行政学(教育法規)
	11月17日(金)	渋谷義夫・西田善男(三重大学)	学校教育の指導及管理
	11月18日(土)	三柳将雄(三重県教育局)	
	12月4日(月)・5日(火)	池村達(三重県教育局)	教育行政学(教育法規)
伊賀	11月16日(木)	佐藤輝美(三重大学)	教育行政学(教育法規)
	11月17日(金)	小野寺堅太郎(三重大学)	学校教育の指導及管理
	11月18日(土)	奥山悌三郎・美宅政造(三重大学)	
	12月4日(月)・5日(火)	小林良雄(三重県教育局)	教育行政学(教育法規)
志摩	11月16日(木)	本山政雄(三重大学)	学校教育の指導及管理
	11月17日(金)	鈴木三郎(三重大学)	
	11月18日(土)	鈴木一夫・武藤和夫(三重大学)	教育行政学(教育法規)
	12月6日(月)・7日(火)	西川棟伍(三重県教育局)	教育行政学(教育法規)
北牟婁	11月18日(土)	植村光治郎(三重大学)	学校教育の指導及管理
	11月19日(日)	柴原恭治(三重県教育局)	
	11月20日(月)	鈴木一夫・武藤和夫(三重大学)	教育行政学(教育法規)
	12月11日(月)・12日(火)	池村達(三重県教育局)	教育行政学(教育法規)
南牟婁A	11月20日(月)	植村光治郎(三重大学)	学校教育の指導及管理
	11月21日(火)	森田博・小林宦(三重県教育局)	教育行政学(学校財政)
	11月22日(水)	鈴木一夫・武藤和夫(三重大学)	教育行政学(教育法規)
	12月11日(月)・12日(火)	小林良雄(三重県教育局)	教育行政学(教育法規)
南牟婁B	11月22日(水)	柴原恭治(三重大学)	学校教育の指導及管理
	11月23日(木)	森田博・小林宦(三重県教育局)	教育行政学(学校財政)
	11月24日(金)	鈴木一夫・武藤和夫(三重大学)	教育行政学(教育法規)
	12月13日(水)・14日(木)	小林良雄(三重県教育局)	教育行政学(教育法規)

科目	担当講師		講義題目
	三重大学	三重県教育局	
学校教育の指導及管理	植村光治郎・渋谷義夫	—	学校長の職務
	西田善男・美宅政道	—	学校と地域社会
	奥山悌三郎	—	児童生徒の指導
	本山政雄	—	教育評価と学校調査
	鈴木三郎	—	異常児の教育
	—	柴原恭治	指導者の性格
	小野寺堅太郎	三柳将雄	学校衛生
教育行政学(教育法規)	—	池村達・小野正己・小林良雄・西川棟伍	学校教育法・学校教育法施行規則・学校教育法施行細則
	佐藤輝美・美河納	—	教育職員免許法・同法関係法規
	鈴木一夫・武藤和夫	—	国家公務員法・国家公務員特例法
教育行政学(学校財政)	安藤五郎	—	学校財政
	—	小林宦・水野正七・森田博・山路虎雄	学校財政

(註) 講師の所属・職位は次の文献により特定、三重大学開学50周年記念誌刊行専門委員会編『三重大学五十年史』通史編・資料編、三重大学開学50周年記念事業後援会、1999、583-584頁；伊勢新聞社編『伊勢年鑑』昭和26年版、伊勢新聞社、1950、227・233・389・407・421頁(三重県立図書館所蔵)

(出典) 三重県教育委員会事務局編『三重県教育委員会公報』号外(昭和25年10月12日発行)、三重県教育委員会事務局、1950、7-10頁(鳥羽市立図書館所蔵)をもとに筆者作成

そして、各回の講習は6時間の講義形式（討議も含む）とされ、試験は12月17日に非受講教員の運営協力のもと実施され、講義の開始・休憩時間の設定および試験会場の増設（2会場以上）については各地方出張所の決定に委ねられていた（註25）。

大分県では、当初7月21日の時点で各会場とも教職専門科目（3単位）の開講を計画していたが、認定講習受講拒否闘争の影響を受けて開講時期を延期し、8月14日から県内6地区12会場において教職専門科目（1単位）のみ開講される運びとなった（註26）。ただし、校長講習については、12月11日から18日にかけて「幼稚園・小学校の部」が別府市立野口小学校を、「中学校・高等学校の部」が同市立第一中学校を会場として開設され、計436名が受講した（註27）。ここでは、校長必修科目（各1単位）のうち「学校教育の指導と管理」「教育行政学」が開講され、大分大学学芸学部からは日下恒（教授：学部長も兼任）・藍原末男（助教授：大分師範学校教授も兼任）、大分県教育委員会事務局からは飯田忠（大分県教育長）・米田貞一（学校教育課長）がそれぞれ講師を担当した（註28）。

**(5) 文部省職員・県外大学教員の講師委嘱による校長講習の展開事例：山梨県**

第五に、現職教育制度の一環として県外の人的条件の活用によって校長講習を開講し、単位を付与していた教育委員会である。例えば、山梨県では、認定講習受講拒否闘争の影響を受けることなく、12月24日から1月7日までの8日間にわたる冬期講習として、県内7会場において受講者1,280名を対象とした「校長課程」（2単位分）が開設された（註29）。ここでは、校長必修科目のうち、①「教育評価」を石川七五三二（山梨大学学芸学部教授：同附属小学校長も兼任）・田中熊次郎（同助教授）・小見山栄一（東京高等師範学校教授）が、②「学校管理」を石三次郎（東京教育大学教育学部教授）が、③「教育行政」を田中哲雄（山梨県教育長）・安達健二（文部省調査局事務官）・安藤堯雄（東京教育大学教育学部助教授）・藤本藤治郎（日本大学文学部教授）が、「教育法規」を三島新吉（山梨県教育次長）が、「学校建築」を石川要作（山梨大学施設課長）・小松軍一（山梨県教育委員会事務局施設課長）が、④「教育社会学」を山室周平（山梨大学学芸学部教授）・山下享志（同教授）・伊藤泰司（山梨師範学校教授）が、「社会教育」を駒田錦一（文部省社会教育局視学官）・松木真一（所属不明）がそれぞれ担当していた【表5参照】。

表5 山梨県教育委員会主催の1950年度夏期校長講習の開設状況

会場	教育評価 学校教育の指導及び管理	教育行政学	教育社会学及び社会教育
甲府 一高	「教育評価」 石川七五三二（山梨大学）	—	「教育社会学」 山室周平（山梨大学）
研修 所	「学校管理」 石三次郎（東京教育大学）	「教育行政」 田中哲雄（山梨県教育長） 安達健二（文部省調査局）	—
韮崎	「教育評価」 小見山栄一（東京高等師範学校）	「学校建築」 小松軍一（施設課）	—
加納 岩	—	「学校建築」 石川要作（山梨大学施設課長）	「社会教育」 駒田錦一（文部省社会教育局） 松木真一（所属不明）
岩間	「教育評価」 田中熊次郎（山梨大学）	「教育行政」 藤本藤治郎（日本大学）	—
大月	—	「教育行政」 安藤堯雄（東京教育大学）	「教育社会学」 山下享志（山梨大学）
吉田	—	「教育法規」 三島新吉（山梨県教育次長）	「教育社会学」 伊藤泰司（山梨師範学校）

（註）講師の所属・職位は次の文献により特定、学術文献普及会編『文部省職員録』昭和27年度、学術文献普及会、1952、194-207・271-273頁；社会教育研究会編『社会教育』第5巻第7号、社会教育連合会、1950、51頁；丸田銓二郎編『山梨大学学芸学部沿革史』山梨大学学芸学部、1964、320-332頁（山梨県立図書館所蔵）

（出典）山梨県教育庁管理部調査課編『昭和25年度 山梨県教育概要』山梨県教育庁管理部調査課、1951、71頁（山梨県立図書館所蔵）をもとに筆者作成

なお、同県では受講者の便益を図るために、事前希望調査をもとに近隣の会場で終末試験を受験できるように受講者人員を配当していたが、その事務処理が繁雑を極めたことから、各講師の出題内容をもとに試験問題集が編纂・刊行された<sup>(註30)</sup>。例えば、秋田村立秋田中学校を会場（後期）として開講された校長必修科目「教育社会学」では、講師の伊藤泰司（山梨大学学芸学部加納岩分校主事）が「教師として如何なる社会的制約を受けているか」について出題していた<sup>(註31)</sup>。

**(6) 一般教諭対象の認定講習における校長必修科目の開講事例：山形県・香川県**

第六に、現職教育制度の一環として一般教諭を対象とした認定講習において校長必修科目を開講し、単位を付与していた教育委員会である。例えば、山形県では、主会場として山形地区・米沢地区・鶴岡地区・新庄地区の4カ所、出張会場として寒河江地区・長井地区・酒田地区・楯岡地区の4カ所が設けられるとともに、これら計8会場において計33クラス（受講者数1,800名）の規模で認定講習が開設され、校長必修科目については最大8単位（科目名は不明）修得することができた<sup>(註32)</sup>。

ここでは、夏期休暇を主として（開講日は5月の第1土曜日）、その他の長期休暇として農繁期・年始・「寒休み」（1月末の1週間にわたる山形県独自の休暇）・年度末および土・日曜日の一部が充てられ、1単位に相当する20時間（4日）のうち80%以上出席し、終末試験に合格した者に対して修了証書が授与された<sup>(註33)</sup>。ところが、認定講習を通して、①適切な講習期間の設定、②単位修得方法の工夫と適切な運用（認定講習・認定通信教育・大学公開講座・研究会等との連携）、③免許状の種類に応じた受講機会の均等、④講習の種類・コースの適正化、⑤受講環境・条件の改善、⑥運営の適切化・能率化が課題として残された<sup>(註34)</sup>。そのため、同県においては、県内すべての教員に対して受講機会を均等に与えるために施行法第7条の「該当組」と免許法の「別表組」に分けて、受講者の希望を尊重した上で認定講習実施計画が策定された<sup>(註35)</sup>。また、受講者の経済的制約を軽減するために、認定講習を同県教育委員会の最重点事項として位置づけるとともに、8月の県議会においては講習開設予算に加えて「全国的にも稀に見る」受講旅費の実費全額支給まで認められていた<sup>(註36)</sup>。

表6 香川県教育委員会主催の1950年度認定講習における教職専門科目の開講状況

会場	第4期（8月4～9日）		第5期（8月10～15日）		第6期（8月16～21日）	
高松	心理	森頼義 (師範学校教授)	教育原理	鈴木康一 (香川大学)	教育行政	坂東藤太郎 (香川大学教授)
坂出	教育社会学	稲井広吉 (香川大学教授)	教育行政	坂東藤太郎 (香川大学教授)	心理	大西 (詳細不明)
観音寺	教育課程	鈴木康一 (香川大学)	心理	大西 (詳細不明)	教育社会学	稲井広吉 (香川大学教授)

会場	第7期（8月22～27日）		第8期（8月28日～9月2日）	
津田	教育社会学	稲井広吉（香川大学教授）	教育原理	本間九郎（香川大学教授）
土庄	教育原理	本間九郎（香川大学教授）	教育課程	鈴木康一（香川大学・職位不明）
高松A	心理	大西（名・所属・職位不明）	心理	尾藤（名・所属・職位不明）
高松B	心理	尾藤（名・所属・職位不明）	教育指導	森頼義（香川師範学校助教授）
坂出	教育行政	坂東藤太郎（香川大学教授）	教育社会学	稲井広吉（香川大学教授）
琴平	教育課程	鈴木康一（香川大学・職位不明）	心理	高橋茂雄（香川大学助教授）
観音寺	心理	高橋茂雄（香川大学助教授）	教育行政	坂東藤太郎（香川大学教授）

(註1) 講師の氏名・所属・職位は次の文献により特定、香川大学編『香川大学十年史』香川大学、1959、8・56頁（香川県立図書館所蔵）

(註2) 森頼義については原典で「森義」と表記されていたが、1952年の時点では香川県教育委員会事務局において「幼児児童指導・特殊教育指導」を専門とする指導主事として位置づけられており、その前職が「師範学校助教授」であったことから特定した（文部省初等中等教育局地方課編『教育委員会関係名簿（昭和27年8月現在）』東洋社、1952、85頁）。

(註3) 上表は幼稚園・小学校・中学校、下表は高等学校が対象

(註4) 本間九郎は香川大学附属高松小学校校長・附属高松中学校校長も兼務

(註5) 鈴木康一は香川大学附属幼稚園園長・附属坂出小学校校長・附属坂出中学校校長も兼務

(出典) 香川県教育委員会編『香川県教育委員会月報』第2巻第7号（通巻14号：昭和25年7月号）、香川県教育委員会、1950、7頁（香川県立図書館所蔵）をもとに筆者作成



香川県では、高等学校勤務者を対象とした第4期(8月4~9日)・第5期(8月10~15日)・第6期(8月16~21日)の認定講習と、幼稚園・小学校・中学校勤務者を対象とした第7期(8月22~27日)・第8期(8月28日~9月2日)の認定講習において、それぞれ教職専門科目が開講された【表6参照】。特に、校長必修科目のうち、①「教育指導」を森頼義(香川師範学校助教授)が、②「教育行政」を坂東藤太郎(香川大学学芸学部教授)が、③「教育社会学」を稲井広吉(香川大学学芸学部教授)がそれぞれ担当していた。

以上、1950(昭和25)年度になると、都道府県教育委員会は認定講習の運営のための諸条件を整備するとともに、文部省からの認可を得て順次開設した。すなわち、現職教育制度の一環として、①アメリカ人講師の派遣によりワークショップ型の校長講習を臨時的に開講した教育委員会(奈良県「特別校長講習」)、②大学の主導により校長講習を開講した教育委員会(富山県・鳥根県・山口県)、③大学・教育委員会・現職校長の連携により校長講習を開講した教育委員会(福島県)、④大学・教育委員会の連携により校長講習を開講した教育委員会(三重県・大分県)、⑤他都県の国私立大学教員の派遣により校長講習を開講した教育委員会(山梨県)、⑥一般教諭を対象とした認定講習において校長必修科目を開講した教育委員会(山形県・香川県)がみられた。

#### 4. 総括

以上の分析と考察を通して、免許法等の施行直後における認定講習の試行的実施状況が明らかになった。すなわち、一部自治体では現職教育制度の一環として認定講習が開設され、校長必修科目について単位付与(credit)がなされた。それは、当時の仮免許状はいずれの種類も5年間の有効期限が設定されており、全国の現職教員・教育委員会にとって免許状上進に必要な最低修得単位数を早急に満たすことが喫緊の課題であったからである。例えば、1949(昭和24)年度においては、①認定講習において単位を付与していた教育委員会(宮城県・茨城県・富山県)、②校長講習において単位を付与していた教育委員会(宮城県・茨城県・山梨県・大分県)がみられた。これらの教育委員会においては、現職教育制度の開始当初から文部省・国立大学の協力を得ていた希少な事例であった。

ところが、当時は「ドッジ・ライン」による財政・金融引締政策によってインフレーションが解消された一方、需要減・金融逼迫・円高にともなうデフレーション不況が深刻化していたため、全国的に財的条件が窮乏している中で各都道府県教育委員会は認定講習を開設せざるを得なかった。そのため、1950(昭和25)年度になると、都道府県教育委員会は認定講習の運営のための諸条件を整備するとともに、文部省からの認可を得て順次開設していった。すなわち、現職教育制度の一環として、①アメリカ人講師の派遣によりワークショップ型の校長講習を臨時的に開講した教育委員会(奈良県「特別校長講習」)、②大学の主導により校長講習を開講した教育委員会(富山県・鳥根県・山口県)、③大学・教育委員会・現職校長の連携により校長講習を開講した教育委員会(福島県)、④大学・教育委員会の連携により校長講習を開講した教育委員会(三重県・大分県)、⑤他都県の国私立大学教員の派遣により校長講習を開講した教育委員会(山梨県)、⑥一般教諭を対象とした認定講習において校長必修科目を開講した教育委員会(山形県・香川県・高知県)がみられ、それぞれ校長必修科目に関する単位を付与していた。

しかし、これらの試行的実施過程において、受講者側の経済的・地理的・時間的制約が次第に明らかになり、その後の認定講習受講拒否闘争の全国的展開、免許法等の一部改正、文部省による受講状況調査に基づく認定講習実施基準策定につながっていくことになる。

#### 参考文献

- 芥川祐征「戦後初期日本における校長免許状制度の運用過程 — 校長講習および単位認定基準の緩和に着目して —」  
『教育制度学研究』第28号, 2021, 93-109頁
- 海後宗臣編『教員養成』「戦後日本の教育改革」第8巻, 東京大学出版会, 1971, 293-297頁
- 北神正行「学校管理職の資格要件と養成プログラムの開発に関する研究(I) — 校長免許状制度の成立過程の分析を中心に —」『岡山大学教育学部研究集録』第122巻, 2003, 123-131頁
- 国立教育研究所編『学校教育』「日本近代教育百年史」第6巻「学校教育」教育研究振興会, 1974, 612-614頁
- 高橋寛人「校長・教育長・指導主事免許状の創設・改廃過程 — 教育職員免許法に関する一考察 —」東北大学教育学部教育行政学・学校管理・教育内容研究室編『研究集録』第14号, 1983, 29-47頁

- 高橋寛人『戦後教育改革と指導主事制度』風間書房, 1995
- 高橋寛人「学校指導者免許制度の誕生と挫折」『学校指導者 — 教育長・校長・指導主事の養成 — 』（「季刊教育法」第115号：1998年3月臨時増刊号）、エイデル研究所, 1998, 6-15頁
- 高橋寛人「免許制度の歴史と課題および大学院における養成の可能性」小島弘道編『校長の資格・養成と大学院の役割』東信堂, 2004, 39-53頁
- 高橋寛人「教員養成・資格に関する教育刷新委員会の建議への文部省とCIEの対応 — 占領下における『教員養成制度刷新要綱案』作成経緯の検討 — 」横浜市立大学学術研究会編『横浜市立大学論叢』人文科学系列, 第63巻第2号, 2012, 1-39頁
- 牧昌見「校長の管理権限の変遷 — 戦前, 戦後の比較研究 — 」『学校運営研究』第6巻第10号, 明治図書, 1967, 66-73頁
- 元兼正浩「制度としての校長の地位の変遷」牛渡淳・元兼正浩編『専門職としての校長の力量形成』花書院, 2016, 15-29頁

## 付記

本稿は、日本学術振興会・科学研究費補助金のうち基盤研究(C)「校長候補者を対象とした現職教育制度における学修単位認定の史的検討」(研究課題番号:22K02229, 2022~2025年度, 研究代表者:芥川祐征)の助成による研究成果の一部である。また、占領下日本の地方教育史料に関する調査の過程で、国立国会図書館・国立教育政策研究所教育図書館をはじめ各都道府県の公立図書館・公文書館等のうち103館から協力をいただいたこと、深く御礼申し上げたい。

## 脚註

- (1) 宮城県教育委員会編『年次報告書 昭和24年度』宮城県教育委員会, 1950, 46頁(宮城県図書館所蔵)。ここでは、8時30分から16時30分まで各日とも午前は講義、午後は講義および討議といった日程で進められ、教職専門科目のうち、1日目は「教育原理」、2日目は「学習指導一般」、3日目は「教育法規」、4日目は「教育心理」、5日目は「標準検査」がそれぞれ開講された(宮城県教育委員会事務局「THE KYOIKU MIYAGI」第14号(昭和24年8月1日発行)、宮城県教育委員会事務局, 1949, 4頁:宮城県図書館所蔵)。
- (2) 茨城県教育委員会事務局調査課編『茨城県教育要覧 1950(昭和25年度)』茨城県教育委員会, 1951, 53-55頁(茨城県立図書館所蔵)。
- (3) 同上, 53頁。
- (4) 富山県教育委員会庶務課調査統計係編『富山県 教育要覧』昭和25年度版, 富山県教育委員会事務局, 1950, 29頁(富山県立図書館所蔵)。
- (5) 宮城県教育委員会では、文部省との打合せの結果、施行法第2条第26号および第27号による校長講習に相当するものとして単位追認を実施する予定であった(前掲註1「THE KYOIKU MIYAGI」第15号(昭和24年8月15日発行), 1949, 1頁:宮城県図書館所蔵)。
- (6) 同上「THE KYOIKU MIYAGI」第17号(昭和24年9月15日発行), 1949, 1頁(宮城県図書館所蔵)。このことに関連して、1950(昭和25)年には「免許法認定講習受講者選考会選考員」が編制され、高等学校・盲聾学校関係では宇野量介(宮城県教育委員会学務課長)・江渡丈夫(同指導課長)・皇晃之(東北大学)・宮城音五郎(宮城県第一高等学校長)・樋口佐平(同第一女子高等学校長)・戸田閑男(同教諭)・永沼綱雄(仙台市立仙台工業高等学校長)・安住健太郎(同仙台高等学校教諭)が指名され、三市幼・小・中学校関係では宇野・江渡・皇に加えて山内才治(仙台市立上杉山通小学校長)・佐藤徳市(同上杉中学校長)・吉田喜一(同第五中学校教諭)・相馬力(塩釜市立第一小学校長)・熱海忠雄(石巻市立門脇中学校長)が指名された(同上「THE KYOIKU MIYAGI」第33号(昭和25年5月15日発行), 1950, 2頁:宮城県図書館所蔵)。
- (7) 前掲註1『年次報告書 昭和24年度』47頁。前掲註1「THE KYOIKU MIYAGI」第15号(昭和24年8月15日発行), 1949, 1頁(宮城県図書館所蔵)。
- (8) 前掲註2『茨城県教育要覧 1950(昭和25年度)』53-55頁。
- (9) 山梨県教育庁総務課編『山梨教育月報』創刊号(昭和24年9月号), 山梨県教育庁総務課, 1949, 43頁(山梨県立図書館所蔵)。
- (10) 同上, 表紙・43頁。講師の氏名は次の文献により特定した。山梨大学教育学部附属小学校編『附属の今昔 — 百周年記念誌 — 』山梨大学教育学部附属小学校, 1975, 392頁(山梨県立図書館所蔵)。文部省大学学術局編『文部省所轄国立大学研究所要覧(昭和25年9月1日現在)』文部省大学学術局, 1950, 4頁(国立国会図書館デジタルコレクション)。
- (11) 大分県教育委員会編『教育弘報 kyouikukoho』第1巻第1号(創刊号:昭和24年5月号), 大分県教育弘報協会(大分県教育庁内), 1949, 21頁(大分県立図書館所蔵)。同第1巻第2号(通巻2号:昭和24年6月号), 1949, 7頁(大分県立図書館所蔵)。講師の氏名・所属・職位は次の文献により特定した。大分県教育百年史編集

- 事務局編『大分県教育百年史』第2巻「通史編」大分県教育委員会, 1976, 438-439頁。同編, 第4巻「資料編」, 1976, 462頁。大分県立中津南高等学校編『学校史』大分県立中津南高等学校, 1983, 176-178頁。米田貞一『大分の横顔』白文社, 1984, 153-159頁(大分県立図書館所蔵)。
- (12) 前掲註11『教育弘報 kyouikukoho』第1巻第8号(通巻8号:昭和25年1月号), 1950, 12頁(大分県立図書館所蔵)。
- (13) 奈良県教育委員会総務室編『昭和二十九年度版 戦後教育のあゆみ 1947~1954』年報第6号, 奈良県教育委員会, 1955, 240頁(奈良県立図書館所蔵)。
- (14) 前掲註4『富山県 教育要覧』昭和25年度版, 29頁。
- (15) 同上, 28頁。
- (16) 島根県教育委員会事務局調査企画課編『教育要覧』昭和25年度版, 島根県教育委員会事務局調査企画課, 1951, 50頁(島根県立図書館所蔵)。
- (17) 島根県教育委員会編『教育月報』第23号(昭和25年7月号), 島根県教育委員会, 1950, 26頁(島根県立図書館所蔵)。
- (18) 山口県教育委員会事務局調査統計課編『山口県教育委員会広報』第1巻第7号(通巻7号:昭和24年8月号), 山口県教育委員会事務局調査統計課, 1949, 29頁(山口県立山口図書館所蔵)。講師の氏名・所属・職位は次の文献により特定した。山口県教職員組合編『山口県教職員録』昭和24年度, 山口県教職員組合, 1949, 272-275頁(山口県立山口図書館所蔵)。
- (19) 福島県教育委員会事務局調査課編『福島県教育委員会月報』第3巻第3号(通巻22号:昭和26年3月号), 福島県教育委員会事務局調査課, 1951, 2頁(国立教育政策研究所教育図書館所蔵)。ただし, 7月から8月までの第2次前期講習については不開講とされた。
- (20) 同編『福島県教育委員会月報』第2巻第5号(通巻12号:昭和25年5月号), 1950, 65-66頁(国立教育政策研究所教育図書館所蔵)。安積出張所管内の会場では校長必修科目のうち「教育評価」「学校管理」「教育行政」「教育財政」「教育社会学」「社会教育」が開講された(福島県教育委員会事務局安積出張所編『昭和二十六年二月一日安積出張所管内教育資料』福島県教育委員会事務局安積出張所, 1951, 47-48頁:福島県立図書館所蔵)。また, 双葉出張所管内では「小・中校長一級講習」が4月22日から7月15日までの20日間(5単位分)開講された(福島県教育委員会事務局双葉出張所編『昭和二十六年二月 双葉教育の実態』福島県教育委員会事務局双葉出張所, 1951, 頁不明:福島県立図書館所蔵)。
- (21) 前掲註19『福島県教育委員会月報』第2巻第5号(通巻12号:昭和25年5月号), 1950, 66-68頁(国立教育政策研究所教育図書館所蔵)。成績審査は, 終末試験およびレポート(7月末締切)により行われたが, 不合格者の受講時数は有効とされたことや受講不能となった者(受講者数の過多, 認定講習実施計画の変更, 勤務校の事情, 公務の都合等)に対する特別措置により, 受講者の不利益回避が図られていた(同上, 77頁)。また, 出欠席の確認については受講カードを毎朝受付に提出し, 係員が出席簿に捺印・整理の上, 終講時に返却することとされていた(同上, 78頁)。
- (22) 同上, 29-30頁。同科目を担当した西川によれば「極めて多忙であつて, お互にゆつくり語り合う暇のなかつたこと」と, これが「全く新しい学問であるために, 簡単に打合せておくというわけにはいかなかつたこと」から, 講師は「互に別々に研究を進めていくほかはなかつた」と述懐している(同上, 28頁)。
- (23) 第一に, 校長必修科目「教育評価」の参考書は以下のとおりであった。斎藤道太郎編『新教育事典』平凡社, 1949。児童研究会編『学習指導』『児童心理叢書』第9巻, 金子書房, 1948。後藤岩男・長島貞夫『教育評価法』野間教育研究所「新教育叢書」第2号, 世界社, 1949。文部省編『小学校経営の手引』学芸図書, 1949。文部省編『児童の理解と指導』学芸図書, 1949。文部省編『中学校・高等学校の生徒指導』日本教育振興会, 1949。教師養成研究会編『学習指導は実際どう行われているか — 観察要領 —』「教師養成研究会叢書」第3集(附録), 師範学校教科書, 1949。第二に, 校長必修科目「学校管理」の参考書は以下のとおりであった。西川幸雄『学校教育の指導と管理』「教育行政」管理篇, 西沢書店, 1950。西川幸雄『カリキュラムの展望』「教育原理」内容篇, 西沢書店, 1950。桜井役『重要教育法律解説』堀書店, 1950。相良惟一『教育行政法』誠文堂新光社, 1949。文部省学校教育局編『新しい中学校の手引』明治図書, 1949。新教育協議会編『新制中学校・高等学校指導主事の手引』日本教育振興会, 1948。第三に, 校長必修科目「教育行政学」の参考書は以下のとおりであった。杉村章三郎『行政法の基本問題』「法学叢書」勁草書房, 1949。相良惟一『教育行政法』誠文堂新光社, 1949。安藤堯雄『教育政策総論』教育科学社, 1949。仲新『現代学校論』目黒書店, 1949。W. G. Reeder., *School boards and superintendents: a manual on their powers and duties*, Macmillan, 1945。第四に, 校長必修科目「教育法規」の参考書は以下のとおりであった。蛸山政『新憲法講座』上巻・下巻, 国土社, 1949。美濃部達吉『日本国憲法原論』有斐閣, 1948。関口泰『憲法と教育』日光書院, 1948。尾高朝雄『法哲学』勁草書房, 1948。尾高朝雄『法学入門』「法学普及講座」勁草書房, 1950。穂積重遠『法学通論』全訂版, 日本評論社, 1949。穂積重遠『百万人の法理学』思泉社, 1950。広浜嘉雄『教育法理学』「現代教育学大系」原論篇, 第25巻, 成美堂, 1939。高柳賢三



『米英の法律思潮』海口書院, 1948. 杉村章三郎『行政法の基本問題』「法学叢書」勁草書房, 1949. 田中二郎『行政法の基本原則』「法学叢書」勁草書房, 1949. 辻清明「行政学」大塚久雄編『社会科学入門』みすず書房, 1949, 37-56 頁. 教育行政研究会編『教育行政の基本問題』「教育行政全集」第 1 巻, 教育行政研究会, 1949. 教育行政研究会編『教育委員会制度』「教育行政全集」第 3 巻, 教育行政研究会, 1949. 相良惟一『教育行政法』誠文堂新光社, 1949. 安藤堯雄『教育政策総論』教育科学社, 1949. 教育法令研究会編『教育基本法の解説』国立書院, 1947. 教育法令研究会編『教育委員会 — 理論と運営 —』時事通信社, 1949. 内藤誉三郎『学校教育法解説』ひかり出版社, 1947. 藤原喜代蔵『学校教育法要義』日本経国社, 1947. 浅井清『改正国家公務員法』労働文化社, 1948. 井手成三『詳解 教育公務員特例法 (関係法令集録・教育公務員制度解説)』労働文化社, 1949. 玖村敏雄編『教育職員免許法・同法施行法解説 (付録・関係法令集録)』「法律篇」学芸図書, 1949. 玖村敏雄編『教育職員免許法施行規則・同法施行法施行規則解説 (付録・関係法令集録)』「命令篇」学芸図書, 1949. 寺中作雄『社会教育法解説』社会教育図書, 1949. 若山仙二『地方自治法逐条解義改訂注釈』芦田東光堂, 1949. 第五に, 校長必修科目「教育財政」の参考書は以下のとおりであった。P. R. Mort., W. C. Reusser., *Public school finance : its background, structure, and operation*, McGraw-Hill series in education, McGraw-Hill, 1941. P. R. Mort., *Principles of school administration : a synthesis of basic concepts*, McGraw-Hill series in education, McGraw-Hill, 1946. American Association of School Administrators., *School boards in action : twenty-fourth yearbook*, American Association of School Administrators, 1946. W. G. Reeder., *School boards and superintendents : a manual on their powers and duties*, Macmillan, 1945. 井藤半彌『財政学概論改訂版』日本評論社, 1948. 井藤半彌『財政学』千倉書房, 1949. 藤田武夫『地方財政』「国民大学文庫」第 24 巻, 政治教育協会, 1948. 藤田武夫『近代租税制度』「日本資本主義研究講座」第 12 巻, 河出書房, 1948. 大内兵衛『財政学大綱』上巻, 岩波書店, 1930. 大内兵衛『財政学大綱』中巻「租税論」岩波書店, 1931. 阿部重孝「教育財政」岩波書店編『岩波講座 教育科学』第 18 冊, 1933, 113-136 頁. 内藤誉三郎『教育財政論』時事通信社, 1949. 斎藤道太郎編『新教育事典』平凡社, 1949. 豊沢登ほか編『体系教育学大辞典』岩崎書店, 1950. 海後宗臣「日本教育史 (明治以後)」岩波書店編『岩波講座 教育科学』第 14 冊, 1932, 5-29 頁. 第六に, 校長必修科目「教育社会学」の参考書は以下のとおりであった。海後宗臣『教育の社会基底』「教育文庫」第 15 巻, 河出書房, 1949. 日本教育学会編『教育社会学論究』日黒書房, 1950. 国立教育研究所編『教育社会学』「通信教育テキスト」文民教育協会, 1949. 大浦猛『教育社会学入門』高陵社, 1950. L. A. Cook., *Community backgrounds of education : a textbook in educational sociology*, McGraw-Hill publications in sociology, McGraw-Hill, 1938. E. G. Olsen., *School and community : the philosophy, procedures, and problems of community study and service through schools and colleges*, The Prentice-Hall education series, Prentice-Hall, 1945. J. S. Plant., *Personality and the cultural pattern*, Commonwealth Fund, 1937. 第七に, 校長必修科目「指導」の参考書は以下のとおりであった。文部省編『児童の理解と指導』学芸図書, 1949. 文部省編『中学校・高等学校の生徒指導』日本教育振興会, 1949. 教師養成研究会編『学習指導は実際どう行われているか — 観察要領 —』「教師養成研究会叢書」第 3 集 (附録), 師範学校教科書, 1949. 小宮山栄一『ガイダンス』金子書房, 1949. A. E. Traxler., *Techniques of guidance : tests, records, and counseling in a guidance program*, Education for living series, Harper & Brothers, 1945.

- (24) 三重県教育長通知「昭和 25 年度校長講習会の開設について」(昭和 25 年 10 月 12 日: 教学第 1325 号) 三重県教育委員会事務局編『三重県教育委員会公報』号外 (昭和 25 年 10 月 12 日発行), 三重県教育委員会事務局, 1950, 5 頁所収 (鳥羽市立図書館所蔵)。受講希望者は 10 月末日までに各会場所管の出張所学務課に所定の「校長講習受講届」(勤務校名・氏名・取得希望免許状・基礎資格・勤務年数・受講会場)を提出することとされ, 同課による日程調整を経て講師名・講義題目名が追記された (同上, 6 頁)。その場合, 施行法第 2 条第 1 項第 26・27 号により校長一級普通免許状・校長二級普通免許状を取得する場合, 以下の年数計算が採用された (1950 年 11 月 1 日時点)

基礎資格	学歴年数	基礎資格取得後の教職経験年数
幼稚園・小学校・中学校二級普通免許状	14年	16年以上
高等学校二級普通免許状	16年	11年以上
中学校・高等学校一級普通免許状	—	6年以上
養護教諭二級普通免許状	14年	13年以上
盲学校・聾学校二級普通免許状	施行法第2条第1項第22号	9年以上

(註1) 「基礎資格」欄は施行法第1・2条による新免許状への切替区分を示す

(註2) 「学歴年数」欄は施行法第7条第2項に示すものであり, 年数不足の場合は不足分を教職経験年数分から減算し, 年数超過の場合は超過分を教職経験年数に加算する

(註3) 「教職経験年数」欄は施行法第7条第1項の年数と施行法第2条第1項第26号の年数を合計したもの

- (25) 同上, 10-11 頁。各出張所に対しては, 各会場の開始時間・受講者数を講師・学校教育課に, 試験会場・管理者名を学校教育課に報告することが求められた。
- (26) 大分県教育委員会編『教育こうほう kyouikukoho』第 2 巻第 6 号 (通巻 15 号: 昭和 25 年 10 月号), 大分県教育

- こうほう協会 (大分県教育庁内), 1950, 35 頁 (大分県立図書館所蔵)。
- (27) 同編『教育こうほう kyouikukoho』第2巻第9号 (通巻18号: 昭和26年1月号), 1951, 33 頁 (大分県立図書館所蔵)。
- (28) 同上, 33 頁。なお, 当時の校長講習の様子について「壮々たる校長連の寒天をついての出席, ノート取り, 試験の姿には, 全く教育行政者としての垂範振りがうかがわれた」と評価されていた。ここで, 講師の氏名・所属・職位は次の文献により特定した。大分県教育百年史編集事務局編『大分県教育百年史』第2巻「通史編」大分県教育委員会, 1976, 438-439 頁。米田貞一『大分の横顔』白文社, 1984, 153-159 頁。大分大学編『大分大学要覧』昭和25年度, 大分大学, 1951, 29-32 頁。
- (29) 山梨県教育庁管理部調査課編『昭和25年度 山梨県教育概要』山梨県教育庁管理部調査課, 1951, 71 頁 (山梨県立図書館所蔵)。
- (30) 前掲註9『山梨教育月報』第28号 (昭和25年9月号), 1950, 46 頁 (山梨県立図書館所蔵)。ここでは, 注意事項として以下の内容が記載されていた。
- ①自分の受講科目の問題を答案用紙に確実に写してから解答を書くように。
  - ②答案用紙は横書とし, 用紙の上方4センチあけるように。
  - ③第1行に科目, 講師名, 受講会場名, 出席簿番号, 校名氏名をやゝ大きく明確に記入するように。  
(用紙2枚にわたるときは第2枚目も同様とするように。)
  - ④参考書, ノートは特に許可せられたる科目の外は使用してはならない。
  - ⑤解答は2科目100分以内に書き終えるように。
  - ⑥提出は試験係の指示に従い, 科目別に所定の位置におくように。
  - ⑦この集にない問題は別にプリントで配付する。
- (31) 同上, 46 頁。なお, ノート・参考書の持込みは認められなかった。講師の氏名・所属・職位は次の文献により特定した。国勢協会編『国勢総覧 [第4版]』国際連合通信社, 1951, 4 頁 (国立国会図書館デジタルコレクション)。
- (32) 山形県教育委員会事務局調査課編『教育のあゆみ1950』昭和25年度版「山形県教育年報」山形県教育委員会事務局, 1951, 76 頁 (山形県立図書館所蔵)。また, 1950 (昭和25) 年3月末までに年間計画表と認定講習受講手引を編纂するとともに, 各学校の年間教育計画を策定する上での便宜も図った。
- (33) 山形県教育委員会事務局調査課編『山形県教育委員会月報 Panoramic Shous of Educational of Yamagata Prefecture』第2巻第8号 (昭和25年11月号), 山形県教育委員会事務局調査課, 1950, 23 頁 (山形県立図書館所蔵)。なお, 山形県教育委員会としては, 年度初めに現職教育年間実施計画と受講手引を刊行・配布し, 受講者の学修環境を整備するとともに, 各学校の年間教育計画の立案における便宜を図った。
- (34) 前掲註32『教育のあゆみ 1950』77-76 頁。前掲註33『山形県教育委員会月報 Panoramic Shous of Educational of Yamagata Prefecture』第3巻第8号 (昭和26年11月号), 1951, 23-24 頁 (国立教育政策研究所教育図書館所蔵)。山形県の認定講習は, ①受講の機会均等のための特定選考枠の撤廃, ②受講者の希望に基づく自由な科目選択 (講師・講義題目は除く), ③会場数の増設および出張旅費の実費負担による受講者の負担軽減, ④長期休業 (夏期休暇・農繁休暇・年末年始・「寒休み」等) または土・日曜日の開講による受講者の負担軽減, ⑤大学と県教育委員会の協力による認定講習・通信教育・現職教育講座・大学公開講座の一体的計画・運営, ⑥仮免許状取得希望者の優先受講, ⑦講師の厳格な人選および各会場の定員制限による有効性の確保が特徴としてあげられる。
- (35) 同上『山形県教育委員会月報 Panoramic Shous of Educational of Yamagata Prefecture』第2巻第8号 (昭和25年11月号), 23 頁。そのためは, 正確な調査や資料収集が求められたため, 教育出張所や各学校に対して多大な負担を強いることとなり, 「他府県に例をみない本県独自の優れた計画と思われ, 受講者各位は勿論, 他府県からも賞賛を頂いた」ことは特筆に値する。
- (36) 同上, 23 頁。講習内容の充実を図るために, 受講者に対して「安易な単位修得のみを願わずに, この絶好の研修の機会をとらえて自らの資質向上に十分の努力」を払うように喚起し, 大学教員以外にも広く適格者を講師に委嘱した。そして, 主催者側と受講者代表との協議の結果, 次年度以降の校長講習については各地区4単位ずつ計画され, 年末年始・「寒休み」および土・日曜日の一部を活用して開講されることとなった。